

## 住宅用火災警報器の設置率等調査結果のお知らせ

消防法により設置が義務付けられている住宅用火災警報器の設置率等について、令和 2 年 7 月 1 日時点での調査結果が、令和 2 年 9 月 4 日総務省消防庁から公表されております。

埴町の住宅用火災警報器の設置率等については、令和 3 年 2 月 28 日時点での最新の調査結果を公表しております。

消防では、今後もさらなる普及促進や、適切な維持管理を呼びかけていくこととしています。

### 住宅用火災警報器の設置率等

	設置率	条例適合率
埴 町	73.0%	51.5%
福島県	79.3% (32位)	58.2% (41位)
全 国	82.6%	68.3%

括弧内は全国順位

※設置率とは、市町村の火災予防条例において設置が義務付けられている住宅のうち、1 個以上設置されている世帯の全世帯に占める割合です。

※条例適合率とは、市町村の火災予防条例において設置が義務付けられている住宅の部分全てに設置されている世帯(条例適合世帯)の全世帯に占める割合です。



住宅用火災警報器  
を設置しましょう

お問い合わせ先  
棚倉消防署埴分署  
電話 0247-43-121